

平成31年 第1回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成31年 1月28日(水) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員7名
農地利用最適化推進委員7名

農業委員

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 1番 大福 裕子 | 2番 幸妻 正浩 | 3番 森 清一 |
| 5番 宇治橋 俊美 | 6番 二宮 國光 | 7番 松崎 久範 |
| 会長 坂本 弘志 | | |

農地利用最適化推進委員

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 1番 松井 正一郎 | 2番 永友 祥一 | 3番 山口 裕三 |
| 5番 永友 定己 | 6番 木浦 由子 | 7番 宮越 美秋 |
| 8番 橋口 卓史 | | |

4. 欠席委員
なし

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第1号 高鍋町農業委員会副会長の選任について
- 第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認
について
- 第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計
の決定について

6. 事務局職員 事務局長 横山 英二 局長補佐 三笠 浩三
係長 兵藤 衣重 主査 佐野 由美

(開会13時56分)

[事務局]

みなさんこんにちは。定刻よりも早いですけれども、全員おそろいですので総会を開始させてもらってもよろしいでしょうか。

それでは、ただ今から平成31年第1回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。会の進行を、坂本会長、よろしくお願いします。

[議長]

みなさんこんにちは。今年最初の会ですので、今年も1年間よろしく願いいたします。

本日は農業委員7名全員が出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。

なお、農地利用最適化推進委員7名が全員出席です。

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、7番松崎久範委員、1番大福裕子委員を指名いたします。

なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三補佐を指名いたします。

日程第2の会期の決定については別記のとおり、本日1月28日の1日間とします。

日程第3の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。それでは、諸報告を行います。資料の2ページをご覧ください。まず、業務報告についてでございます。1月分の業務報告となります。主なものだけ申しあげます。

1月7日月曜日、農地あっせん委員会を開催しております。

1月21日月曜日、現地調査を行っております。

1月22日、農地貸借に係る協議を行っております。

1月28日、本日でございますけれども、平成31年第1回の総会となっております。総会終了後、第3回農業経営改善等対策会議が行われます。

続きまして、2月の業務計画を説明させていただきます。

6日に農地あっせん委員会を予定しております。

7日から8日、平成30年度高鍋町農業委員会及び結婚相談連絡協議会の研修を予定しております。

2月の18日です。平成30年度農業委員・農地利用最適化推進委員全体研修会が宮崎で行われる予定となっております。

21日に現地調査を予定しております。

22日には、平成30年度第3回農業委員会会長及び事務局長会議が宮崎で行われる予定となっております。

28日、平成31年第2回高鍋町農業委員会総会を予定しております。

以上でございます。

[事務局]

3ページと4ページをご覧ください。「農地法第3条の3の規定による届出書について」です。2件の届出が出されております。取得事由は、いずれも相続によるもので、あっせんの希望はございません。ご確認ください。

[事務局]

5ページをお開きください。「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、ご覧のとおりです。

1番につきましては、本日の議案第4号に関連しております。ご確認をお願いします。

続いて6ページです。「合意解約届出について」は、ご覧のとおりです。こちらも本日の議案第4号に関連しておりますので、ご確認をお願いします。

以上です。

[議長]

ただ今の報告、並びに2ページから6ページについての

ご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは質問等ないようですから、以上で諸報告を終わります。

日程第4、議案第1号「高鍋町農業委員会副会長の選任について」を議題とします。

高鍋町農業委員会会議規則第2条の規定により、副会長を1名互選により決めることになっており、互選は会長を除く全委員の氏名を記載した用紙を用いた無記名による様式の投票により行い、得票多数をもって決定する事となっております。

それでは、早速、投票用紙を配布いたします。候補者氏名・・・(ここで二宮委員の声が入る)

[6番]

議長、いいですか。投票の前に発言させてください。

[議長]

はい。

[6番]

もう、私が立てばあなた達は分かると思いますよ。事務局長や会長は。結論から先に言います。税金で運営されている公の機関で、地方公務員が文書を捏造するという信じられない重大な深刻な問題が発生しました。

これは、ここまで聞いただけであなた達は分かるはずですよ。ねえ。とぼけた顔をしていますけれども。

昨年の9月の総会の議事録については、執行部が捏造した議事録です。会議規則改正案は採決されていません。もし採決されているというのだったら、あなたたち音声記録を出してください。出せないはずですよ。ついにですね、公文書の捏造まであなた達は始めました。いや、違うというんだったら途中で手をあげてください。

[事務局]

採決しています。

[6番]

いや、してません。さらに音声記録出せますか。

[事務局]

昨年の9月。確認してきます。

[6番]

じゃあ、記録を待ちますか。聞かせてもらうのを。

[事務局]

どうですかね、あの時採決

[6番]

記録があれば、音声記録を聞けばいいですよ。

[事務局]

時間がもうないですよ。もったいないですよ。

[6番]

時間がもったいないなんていう問題ではないですよ。あなた達が懲戒処分を受けないといけないような問題なのですよ。

[事務局]

採決しましたよ。

[6番]

しません。これね、私が縷縷説明します。してないことを。そんな事言ってね、委員を愚弄するのはやめなさい。あなたは。してません。

[事務局]

(録音を)切っていいですか。邪魔になるので。

[6番]

いやいや、ここでやればいいでしょ。あなた、そんなことを

[議長]

会の運営上、必要のないことですので。

[6番]

消す必要はない。消した所でやるんだったら、意味はない。

[議長]

これは議会の問題じゃないです。

[6番]

いや、議会の問題です。

[5番]

今、言われるのは副会長を決めるのに

[6番]

副会長が決まるルールが、その中に入っているんですよ。

[事務局]

会議規則の改正でしょ。

[6番]

会議規則の改正は、9月の議会に諮ったんですよ。総会に。だから、その時の総会で採決されていない議案が採決された事にされて、かつ告示もされて、それでそれを適用して選任をしようとしている訳ですよ。だから、元の会議規則は決まってなければ、それによって決める事はできないでしょう。

[事務局]

決まりましたよ。

[6番]

決まらない。

だから、音声記録を今持ってくれば分かりますよ。

四の五の言う前に音声記録が一番

[事務局]

時間ももったいないですわ。

[議長]

こういう問題で【一部聞き取れず】しなくてもいいんじゃないですか。

[6番]

あなた。そんな事を言ってごまかしちゃいけない。

[事務局]

ごまかしていません。

[6番]

だから、聞けばいい。持ってきて。

[事務局]

あとで、個別に聞いたらいいいじゃないですか。

[6番]

いや、個別じゃだめ。ここでね、これ重大な問題ですよ。

[事務局]

重大な問題だから、採決したんですよ。

[6番]

叩くな。

[事務局]

叩いていませんよ。手を置いただけですよ。

[6番]

ふざけんな、お前。

[推進委員3番]

ちょっと待って、ちょっと待って。

あの、いいですかね。これ、高鍋町農業委員会会議規則第2条第1項、第2項及び第3項の規定に基づき副会長を選任する。と書いてあるこれが、何処かに、書いてある訳でしょ。どこに書いてあるんですか。

[事務局]

はい、書いてあります。高鍋町農業委員会会議規則に書いてあります。

[推進委員3番]

会議規則に書いてある。見せて。

[事務局]

以前のやつは、これが無かったんですよ。二宮委員の指摘をうけて改正をしました。

[推進委員3番]

会長及び副会長は、委員会の委員の互選によって決める。と書いてあります。

[6番]

これは、持って行ったの。

[推進委員3番]

ちょっと、待って。ここに書いてありますよね。決を採ったから、ここに書

いてあるんでしょ。

[事務局]

そうです。

[6番]

決を、私、だから採っていないと言っているんですよ。

[推進委員3番]

彼は採ったと言ってるんでしょ。

[6番]

いや、だから、両方が合っていない訳ですよ。

[推進委員3番]

決の採り方は、どうやって採ったんですか。

[6番]

いや、それはね、私が時間をもらえれば、これ全部説明するんです。やっ
てないということ。

[事務局]

時間が。

[6番]

いや、時間なんてあなた、時間のせいにして、ごまかそうってのはだめ。

[事務局]

それだったら、総会の前に言ってくだされば。

[6番]

総会の前では言わない。総会の中でないと。

あなた達は、この間も言ったでしょ。私は、発言は総会の外だったと言っ
たでしょ。総会の中で言わなきゃ意味がないんですよ。

[議長]

進行上、そういうのは別にした方がいいんじゃないですか。

[6番]

だめ、だめ。これは、外にだしますよ、この問題は。報道機関とかに。いいですね。

【しばらく不規則発言】

[6番]

私はね、時間をもらえば説明するって言うじゃないですか

【しばらく不規則発言】

[6番]

わたしには、重要なことですよ。採決していないものをね、高鍋町の町民に対して、これは決まりましたって告示してるんですよ、ふたつも間違いをおかしている。なぜ採決しなかったかというのは、議長がね、議事を整理できなかったからそうなったんです。それはね、閉会すらあなたは言ってないはずですよ。これで閉会しますって言わないで、だらだらと流れ解散みたいにして総会は終わったんです、9月は。

[議長]

何で、そうしたらその時に指摘をされないのですか。わざわざ、後々になって

再度こうもめるように。

[6番]

それは、だって次の月にやるというのが、当然頭にあるから言わないんですよ。

[事務局]

あの日終わってから話したけれど、その時は何もおっしゃらなかったじゃないですか。

[6番]

話さない、わたしは。

[事務局]

話しましたわ。

[6番]

話さない。

[議長]

みなさん、ちょっと聞いてください。

今、二宮委員がこうやって指摘されていますけれども、この場で議案の第1号を天引いてもよろしいんじゃないでしょうか。でなければ、また集まってもらっても。みなさんの同意が得られれば、進行していてもいいんじゃないかと思うんですけど。

[5番]

私自身の考えは、二宮さんが決を採ったとか採らんとか、そこまで難しく言わなくても、今まで農業委員会の流れの中でこうやってきたんだから、それでいいと思うんですよね。

[6番]

議案はすべて採決しているんですよ。

[5番]

そこまで。

[6番]

いや、だめ。

[5番]

そこまで言わんでいいと思うんですよね。

[6番]

じゃあ、あなた達は、誰が選任するの。この文書は何。何で、あなたの名前が書いてあるのこれに。選任するって。

こういう基本的な位置からなっていないじゃないの、これ。何か言えばそこまですと言うけれども、きちっとやらんといかんですよ。ここは税金で運営されているんですよ。プライベートの会社ではないですよ。

【しばらく不規則発言】

[6番]

いいですよ。もし、やったというんだったら、外に出しますから。外に出して、外の評価を受けましょう。

[1番]

農業委員会の。そこまで。

[6番]

何か言えばそこまでと言うけれど、ちゃんと解決しなければ

[1番]

じゃあ二宮委員は、これはどうあったらいいんですか。

[6番]

採決していけば、いいですよ。

【しばらく不規則発言】

[6番]

もしやらなきゃやらないってみんな決を採るんなら、私はこれを外に出しますから。それに耐えるだけのことをしてください、あなたたちは。

[事務局]

外に出してどうされるんですか。

[6番]

外に出して、外から評価を受けない限り、正しい評価がされないから。あなたたちは、間違いなく懲戒処分ですよ。私はそう思っています。そういう覚悟をしてやっている、あなたたちは。

[事務局]

いいですよ。どんな処分をくらっても。

【しばらく不規則発言】

[6番]

だって、地方公務員法に違反すれば、懲戒処分というのが待っているんですよ。それ地方公務員法を知らないだけの話。

[5番]

だから、農業委員会っていうのを、そこまで。

[6番]

そこまでっていうのはだめ。

そんなあやふやなうちに何でもこうやるから。

[5番]

そんなに重要なあれですか。

[6番]

あたりまえですよ。農業委員会の会議をどうやってやるかっていうのを改正したわけですよ。改正したけど、採決しないで、それを採決しましたっていう偽の議事録を作って、さらに、これは決めましたよって高鍋町民に向けてみんな公示したわけですよ。嘘っぱちの公示ですよ、これは。

なら、音声記録出せばね、何も無いっていうの。それが出る、ここで。音声記録を出すと不都合があるんじゃないの。

[議長]

暫時休憩します。

【暫時休憩】

【採決は行われており、全員賛成していることを音声記録により確認】

[6番]

私の勘違いかもしれませんが。申し訳ありませんでした。

[議長]

休憩いたします。

【暫時休憩】

[議長]

それでは、再開いたします。

日程第4、議案第1号ですけれども、それでは、早速、投票用紙を配布いた

します。候補者氏名の上にある空欄に、一つだけ○をご記入ください。

投票用紙の配布もれは、ないでしょうか。もれ無と認めます。

投票箱を点検いたします。異常なしと認めます。

それでは、ただ今から投票を行います。局長が氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

[事務局]

それでは、1番、大福委員。お願いいたします。

2番、幸妻委員。お願いいたします。

3番、森委員。お願いいたします。

5番、宇治橋委員。お願いいたします。

6番、二宮委員。お願いいたします。

7番、松崎委員。お願いいたします。

最後に、坂本会長、お願いいたします。

[6番]

いいですか。副会長を選ぶのに会長は投票出来るんですか、議長は。議長もできるんですか。

[議長]

はい。

投票もれは無いでしょうか。

投票もれ無と認めます。

投票を終わります。

それでは、開票を行います。開票の立会を推進委員2名でお願いします。

[事務局]

宮越さんと松井さん、お願いいたします。

[議長]

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数7票。これは先程の出席委員数に符合いたしております。その内、有効投票数7票。無効投票数0票です。

有効投票のうち、森清一委員5票。大福委員1票。幸妻委員1票。

以上のとおりです。従って、森清一委員が副会長に当選されました。

ただ今、副会長に当選されました、森清一委員にごあいさつをお願いいたします。

[3番]

選挙をもちまして、副会長の指名にあずかりました森でございます。残りがあと、1年と数カ月でありますけど、皆様のご協力を得まして、会長と共にこの議事がスムーズに行きますように、今後ともよろしくお願ひしたいと考えているところでございます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

[議長]

ただ今、副会長のごあいさつがありました。ご承諾があったものとして認めます。

[事務局]

ただ今、副会長に当選されました森清一委員の住所と名前と生年月日を読みあげさせていただきます。まず住所ですけれども、高鍋町大字〇〇 〇〇〇〇番地〇。氏名、森 清一。生年月日が昭和〇〇年〇〇月〇〇日でございます。

以上でございます。

[議長]

それでは、続きまして日程第5、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

1番。

[事務局]

はい、8ページをご覧ください。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1 番。有償移転。農地の所在、大字〇〇字〇〇〇〇番〇。地目、田。面積、389㎡外1筆。譲渡人、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇。

この件につきまして、坂本会長お願いいたします。

[8番]

8番、説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償移転です。農地の場所は〇〇〇〇交差点から、〇〇〇へ400m程行った所の県道と農道の交差する、右側の角の住宅に隣接しております。農地は住宅の北側と西側に隣接してあります。他の2辺は道路に面しています。農地に隣接した住宅は約10年程空家になっておりました。町外に住む〇〇さんが、住宅と倉庫に隣接する農地を〇〇さんに買って欲しいと相談をされて、話がまとまりました。

倉庫は農業機械の倉庫として使用され、農地は白菜などの野菜を栽培されるということです。

農地の価格は、2筆合計で〇〇〇円です。

以上です。

[議長]

宮越推進委員から、補足する事がありましたらお願いします。

[推進委員7番]

はい、特にございませぬ。

[議長]

事務局より補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

はい、9ページをお開きください。農地法第3条の調査書を付けております。農地法3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。

譲受人は、〇〇地区において水稻を栽培しており、今回の申請は譲受人の経営規模拡大で、白菜や里芋を栽培する予定であり、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上です。

[議長]

ただ今、説明、報告が終わりましたが、
ご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】
それでは、質問もないようですから、採決いたします。
本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。
起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり許可と決定いたしました。

次に日程第6、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

事務局。10ページをお開きください。議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

1番。農地の所在、大字〇〇〇字〇〇〇〇番〇。畑。601㎡。所有権移転です。譲渡人、〇〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇〇。転用目的は宅地分譲です。
担当の二宮委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

6番。

[6番]

6番。12ページを見てください。申請地は〇〇〇〇から〇〇〇〇に向かって進んで、〇〇〇〇の前の信号を左折して、少し進んだ右側の路地を入った所です。

今回取得する土地と、申請者が既に所有している土地にまたがって、3区画の分譲地を造成するという計画になっております。周囲にブロック塀を設置して、汚水は公共下水道に流すという計画になっております。

事業費は、土地代が〇〇〇〇円。坪単価が〇〇〇〇円弱です。造成費は〇〇〇〇円ですが、既に所有しております土地の造成費も含んでおります。土地代と造成費を合計した額より、やや多い金額の融資を金融機関から受ける予定になっております。

以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

事務局。申請地は、都市計画用途区域第2種中高層住居専用地域に用途地域が定められております。

以上です。

[議長]

ただ今説明・報告が終わりましたが、

ご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程第7、議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。16ページをお開きください。所有権移転です。

1番。農地の所在、大字〇〇〇字〇〇〇〇番。地目、畑。面積、1,819㎡。所有権を移転する者、〇〇〇〇。所有権の移転を受ける者、有限会社 〇〇〇〇。

担当の宇治橋委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい、5番。説明いたします。これは所有権移転でございますが、申請地は県道〇〇線ですが、〇〇〇〇を上がった2本目の道となります。それを東に200m位入り込んだ所でございます。これは〇〇さんが、1～2年前ごろから〇〇〇さんへ買って欲しくないかということ相談されており、いたのが、今回成立したものでございます。〇〇〇〇〇さんが、買われるということです。

総額〇〇〇〇円で、反当たり〇〇〇〇円ということになります。〇〇〇さんがここで〇〇を作っていくそうです。

以上です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2番。

[事務局]

2番。農地の所在、大字〇〇字〇〇〇〇番〇。地目、畑。面積、805㎡。所有権を移転する者、〇〇〇〇 〇〇〇〇。所有権の移転を受ける者、株式会社 〇〇〇〇〇。

担当の宇治橋委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい、5番。説明いたします。これは所有権移転ですが、5ページで合意解約のあった畑でございます。申請地は〇〇〇地区の南の大地になります。

この件は11月の総会で承認して頂いた、〇〇〇〇さんの畑を強化法で〇〇〇〇が借り受け、〇〇〇〇さんへ30年の12月27日ですか、貸し付けた6,960㎡の4筆の中の1筆でございます。5年を待たずに買い戻すという理由は、この1筆の畑の上を九電の送電線が、建設されている〇〇〇〇へ通るということで、その契約保証関係の為、いち早く買われるということでございます。

価格が〇〇〇〇円となっております。

以上でございます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

3番。

[事務局]

3番。農地の所在、大字〇〇〇字〇〇〇〇番。地目、畑。面積、3,291㎡。ほか1筆。所有権を移転する者、〇〇〇〇。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇 〇〇〇〇。

担当の宇治橋委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい、5番。説明いたします。この〇〇さんの畑は、今月7日のあっせん委員会で成立した土地でございます。大福委員と私とで担当いたしました。

場所と言いますと〇〇道の〇〇〇〇番が、〇〇道の〇〇〇〇を上がった2本目の畑の東側にあります。〇〇沿いでございます。また、その下の〇〇番が、1本目の道を東へ50m位行った所でございます。

これは先程申しましたが、あっせんによって成立した土地でございますが、この〇〇〇〇番の畑は県道沿いでもあり、区画も良くて、あっせん委員会としても高く評価していたんですけれども、買い主さんからこの上を〇〇〇〇への送電線が通るということで、普通の作物を作るには全然問題はないのですが、高さに制限があるということで買い主さんから強く評価を下げられまして、協議した結果、総額〇〇〇〇円。合わせてですね。反当〇〇〇〇円となっております。

耕作者は〇〇〇〇さんで、〇〇を作られるそうです。

以上でございます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

4番。

[事務局]

17ページをお開きください。

4番。農地の所在、大字〇〇〇字〇〇〇〇番。地目、畑。面積、683㎡。
所有権を移転する者、〇〇〇〇。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇。
担当の宇治橋委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい、5番。説明いたします。この畑も〇〇〇になります。〇〇〇と〇〇〇のちょうど境となります。東に50m位入った所でございます。県道をですね。
〇〇さんは、その畑の隣にビニールハウスがあり、その西側に隣接する畑でございます。〇〇さんはこの周辺に畑が集約されているところでございます。〇〇さんは認定農業者でもあり、今後は露地野菜等を作っていくということでございます。問題はないと思います。
価格が〇〇〇〇円となっております。
以上。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。
ご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】
それでは、質問もないようですから、採決いたします。
本件原案のとおり決定することに、賛成員の起立を求めます。
起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

5番。

[事務局]

5番。農地の所在、大字〇〇字〇〇〇〇番〇。地目、畑。面積、2,561㎡外1筆。所有権を移転する者、〇〇〇〇〇。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇。
担当の幸妻委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

はい、2番。

[2番]

はい、説明いたします。この案件は先程6ページで合意解約が出た案件でござ

ございますが、〇〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇さんは親子関係で、今回、贈与という形になりました。

場所につきましては、〇〇の〇〇〇〇から南の方へ約1km弱と思いますが、〇〇に行く道の所に〇〇〇〇とありますが、その隣の隣でございます。この土地は埋設地ということで、持っておられたそうです。

以上です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に利用権設定です。

1番。

[事務局]

18ページをお開きください。

1番。農地の所在、大字〇〇〇字〇〇〇〇番〇〇〇。地目、田。面積、1,079㎡外2筆。利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、〇〇〇。

担当の二宮委員より、ご説明をお願いします。

[議長]

6番。

[6番]

6番。場所は〇〇〇〇と〇〇〇〇の間の道路を南に進みまして、〇〇川に架かる橋の手前を左折してすぐの所です。期間は3年で、借料は年間〇〇〇〇円ですので、10a当たり〇〇〇〇円ちょっとという事になっております。

以上です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。
本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。
起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2番。

[事務局]

2番。農地の所在、大字〇〇〇字〇〇〇〇番。地目、田。面積、1,388
m²。利用権を設定する者、〇〇〇〇〇ほか1名。利用権の設定を受ける者、〇
〇〇。

担当の二宮委員より、ご説明をお願いします。

[議長]

6番。

[6番]

6番。場所は〇〇から〇〇〇に向かって進んで、〇〇の近くで〇〇川に架か
る橋がありますけども、その橋のすぐ手前を右折して、約200m先の〇〇川
の堤防に接する水田です。

借料は〇〇〇〇円で、年間ですね、10a当たり〇〇〇〇円ちょっとという
事になっております。

以上です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

3番。

[事務局]

3番。農地の所在、大字〇〇字〇〇〇〇番〇〇。地目、畑。面積、4,50
2 m²。利用権を設定する者、〇〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇
〇。

担当の幸妻委員より、ご説明をお願いします。

[議長]

はい、2番。

[2番]

2番。説明いたします。〇〇〇〇〇さんの土地を、〇〇〇〇〇が借りて、農業用施設、牛舎を建てるというところでございます。4,502㎡ありますが、4,502㎡の中に480㎡の牛舎を建てて、残りは高鍋町の生産者から飼料用の稲藁を買っていただいておりますが、去年の実績が、1000ロールくらい買い取っていただいているそうです。その資材置場と、今、餌が大型トラックで入っている関係上、トラックのUターン場所にも使いたいということであっております。ちなみに、牛舎は補助事業でやるみたいです。補助金が〇〇〇〇円。総額の〇〇〇〇円なのですが、補助金が先ほど言いました〇〇〇〇円、補助残につきましては、〇〇〇〇事業にのせて支払いをすると聞いております。

以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

申請地は、農業振興地域内の農用地区域内の農地ではありますが、転用目的が農業用施設に該当しますので、転用許可対象となります。

雨水については、基本的には地下浸透により対処。大雨時などは東側に接する既存牛舎に向かって緩やかな傾斜があるため、既存牛舎の雨水とともに町排水路に流れます。汚水については、牛の糞尿については、おがくずに浸透させて処理する為、付近の環境に害を与える事はありません。なお、町の排水路の使用については、管理担当課の担当者に面会の上説明し、問題無しと回答を得た事の証明書が添付されております。

以上です。

[3番]

議長、ちょっと質問なのですが。

[議長]

はい。

[3番]

これは許可が出たという事でいいのでしょうか、隣接する牛舎の隣だからということでいいのですか。農地に対してこの牛舎を建てるという事の許可が出たということは。

[事務局]

農業用施設用地なので。

[3番]

それでいいということですね。

[事務局]

はい。

[議長]

他にご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

4番。

[事務局]

はい。19ページをお開きください。

4番。農地の所在、大字〇〇字〇〇〇〇番〇。地目、畑。面積、2,561㎡外1筆。利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇。

担当の幸妻委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

はい、2番。

[2番]

はい、説明いたします。〇〇〇〇さんの土地を〇〇〇〇さんが借りるという案件でございますが、これは先程、合意解約、贈与した土地でございます、

先程説明の中で埋設地という言葉を出させていただきましたが、両者の話し合いに私、農業委員と、三笠補佐、兵藤さんが中に入っていて、22日の日に両方に来ていただいて話し合いをしていただきました。その際に埋設地という位置づけになっている関係上、あってはいけないんですけども、もし口蹄疫が発生した場合には直ちに無償で戻すということで話し合いが付き、文章化をさせていただきます、事務局に一部、〇〇さん、〇〇〇さんにも一部ずつやって、そういう話し合いをしたところでございます。

また、この土地について、使用料は、〇〇の区域内で水代も発生しています関係上、使用料が10a当たり〇〇〇〇円ということになりましたので。

以上です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

5番。

[事務局]

5番。農地の所在、大字〇〇字〇〇〇〇番。地目、田。面積、1,591㎡。利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇。

担当の松崎委員より、ご説明をお願いします。

[議長]

7番。

[7番]

はい、7番。説明いたします。これは、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の新規設定です。〇〇さんは、ズッキーニ、千切り大根、餅きびを栽培されています。父親と二人で営農されております。

申請地は、〇〇〇〇を北に800m程進んだ所を、東に20m程行った所にあります。現地を確認したところ、草が生えたり、管理はちょっとされておりませんが、〇〇さんは納得のうえで借りられるということです。

10a当たりの賃借は、〇〇〇〇円で期間は3年ということです。

以上です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

6番。

[事務局]

6番。農地の所在、大字〇〇字〇〇〇〇番〇。地目、畑。面積、7,007㎡。利用権を設定する者、〇〇〇〇 〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇。

担当の森委員より、ご説明をお願いします。

[議長]

はい、3番。

[3番]

はい。説明いたします。この申請の畑の場所は、高鍋町の〇〇〇〇から南へ約700m位の所にある畑です。平成22年、口蹄疫が発生しました。口蹄疫の牛の埋設地で、集合理設地であります。

〇〇〇〇が埋設地という事で買い上げまして、その後も売りたいという事で立て札を立てて売りに出しておりましたが、なかなか買い手が見つからず、今回、〇〇〇〇に、とりあえず来年の3月まで貸し付ける。その後売り渡すということを条件に貸し付けるという事の今回の申請であります。

貸し付け後は、〇〇〇〇がキャベツを作付けするということだそうです。

審査をよろしくお願いしたいと思っております。以上です

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

7番。

[事務局]

はい。20ページをお開きください。

7番。農地の所在、大字〇〇〇字〇〇〇〇番〇。地目、田。面積、545㎡外1筆。利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇。担当の宇治橋委員より、ご説明をお願いします。

[議長]

はい、5番。

[5番]

はい。5番。説明いたします。この申請は、場所が〇〇〇、〇〇沿いになりますが、〇〇〇とか、〇〇〇があるすぐ東側の〇〇沿いでございます。

ここには、〇〇さんが以前ビニールハウスを建てておられましたが、今回、ハウスを壊されて、平地となっております。今後、〇〇さんが利用されないということで、隣接地のハウスで野菜を栽培されている〇〇さん、〇〇さんは新規就農者でございますが、今後は、借りる土地は、露地野菜等を栽培されるという事でございます。認定農業者にもなっておられるので、問題はないと思います。

5年間で年〇〇〇〇円の借地料となっております。

以上。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に、8番。

[事務局]

はい、8番。農地の所在、大字〇〇〇字〇〇〇〇番。地目、畑。面積、3,291㎡外1筆。利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇。

担当の宇治橋委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。5番。説明いたします。この件は先程の所有権移転の3番で説明いたしました、〇〇さんの畑でございます。これは、〇〇〇〇が買った畑を、〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが4年10か月間借り受けるものでございます。

〇〇〇さんは、〇〇を作付けされていかれるそうです。

以上です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に、9番から11番については、農地中間管理事業による宮崎県農業振興公社への貸し付けである事から、一括しての説明、採決といたします。

9番、10番、11番、お願いします。

[事務局]

9番。大字〇〇〇字〇〇〇〇番〇。地目、畑。面積、12,587㎡。利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、公益社団法人宮崎県農業振興公社。

次に21ページの10番です。

農地の所在、大字〇〇〇字〇〇〇〇番〇。地目、畑。面積、555㎡。利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者は、公社です。

次に11番。農地の所在、大字〇〇〇字〇〇〇〇番〇。地目、畑。面積、916㎡外3筆。利用権を設定する者、〇〇〇〇ほか2名。利用権の設定を受ける者は、公社です。

以上の3件について、担当の宇治橋委員より、ご説明をお願いします。

[議長]

はい、5番。

[5番]

はい、5番。説明いたします。これは、9番から11番の3件とも、農地中間管理機構、振興公社を通した利用権設定でございます。

まず、〇〇さんは、場所が〇〇〇地区の南側の大地となります。10番の〇〇さんが、これも中間機構を通した利用権設定でございますが、場所が〇〇〇と〇〇〇〇のちょうど境目、〇〇〇と〇〇〇の境となりますが、その道路沿いになります。それと11番が、〇〇〇〇さん外2名が、やはり中間管理機構を通した利用権設定でございます。場所が10番から北へ50m位行った〇〇〇地区にあります。それと、あとの3筆が、更に北に100m程行った所にあります。この3件ともいずれも貸付先は、〇〇〇〇さんでございます。〇〇をつくられています。

以上です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、3件について一括して採決いたします。

本件原案のとおり決定することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わりましたが、事務局からその他で連絡することがあればお願いします。

それではこれもちまして、平成31年第1回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(15時25分終了)